

**NEWS RELEASE**

**欧州向け当社カーオーディオ製品に関する件（第2報）**

三菱電機株式会社は、欧州向け当社カーオーディオ製品の一部を欧州 RE 指令※1 に適合しないまま出荷していた件（以下、不適合。初回公表 11 月 6 日※2）の概要、原因、再発防止策等についてお知らせします。

不適合製品は、当社の三田製作所（兵庫県三田市）が設計し、三田製作所および当社子会社 Mitsubishi Electric Thai Auto-Parts Co., Ltd.（タイ王国ラヨーン県）が製造、一部の自動車メーカー向けに出荷していたもので、一般のお客様への直接の販売は行っておりません。対象となる自動車メーカーへは既に状況を報告済で、製品の処置について検討・判断いただいているところです。今後、自動車メーカーの指示に従って製品への処置をとるとともに、再発防止策を徹底し、信頼の回復に努めてまいります。

お客様や関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛けしていることを、あらためて深くお詫び申し上げます。

※1 Radio Equipment Directive : 欧州域内のラジオ等電波受信器に対する指令

※2 <https://www.MitsubishiElectric.co.jp/news/2020/1106.pdf>

記

1. 不適合の概要

当該製品の名称	車載オーディオ機器用ラジオ受信機
不適合の概要	欧州 RE 指令の適用期限である 2017 年 6 月 13 日以降に、適合しない製品を出荷・販売していた。 不適合項目は次のとおり。 ・伝導雑音性能 0.6dB 超過 ・長波/中波の SN 比性能 最大 5dB 未達
不適合製品の出荷期間 (欧州 RE 指令適用期限後)	2017 年 6 月 14 日から 2020 年 10 月 20 日まで。 (なお、当該製品は、欧州 RE 指令施行前の 2012 年から生産・出荷していたもの。)
不適合製品の出荷数量 (欧州 RE 指令適用期限後)	4 種 335,238 台 (うち 2 種 197,659 台は 2019 年 12 月に生産・出荷を終了済)

2. 自動車メーカーへの報告、出荷した不適合製品への処置および不適合製品の安全性

当社は、2020 年 12 月の欧州 RE 指令の技術規格改正への対応に向けた社内検査の中で、10 月 20 日に当該製品の不適合を発見しました。不適合の判明後、生産中の不適合製品 2 種の出荷を停止するとともに、対象となる自動車メーカーへの報告を 10 月 27 日に行いました。

これら不適合製品への処置は、当該製品が組み込まれた車両の所在国それぞれの法規制にならう必要があり、処置の決定にはしばらく時間がかかる見込みです。当社は自動車メーカーの指示に従って処置してまいります。

なお、不適合による影響として、欧州地域での AM ラジオ受信時に、音声にノイズが混入する可能性があります。不適合製品そのものの安全性には影響がないことや、車両に搭載される周辺機器に誤動作等が生じないことを当社として確認しております。

### 3. 原因

社内調査の結果、当該製品の設計を担当する三田製作所において、以下の原因が判明しました。

#### (1) 適合性評価試験結果判明前での一部の自動車メーカーへの適合宣言書の提出

当該製品の設計部門が、欧州 RE 指令の対象に生産中の製品が含まれることを認識した時点で、製品を適合させるための処置を施す時間が不足していたため、外部の欧州 RE 指令適合性評価試験結果が判明する前に、一部の自動車メーカーへ適合宣言書を提出しました。また、その後、評価試験で不適合が判明しても適合宣言書の取り下げを行いませんでした。

#### (2) 改造品での適合性評価試験の受審

当該製品の設計部門が、生産中の製品には適用できない処置を施した改造品を用いて、外部の欧州 RE 指令適合性評価試験を受審しました。

#### (3) 生産中の製品への未処置、不適合状態での生産・出荷の継続

上記 (1) と (2) に加え、当該製品の設計部門は、生産中の製品に設計変更などの必要な処置を行いませんでした。その結果、品質保証部門が管理する変更点管理の対象とならず、他部門による牽制機能が働かないまま、生産・出荷を継続していました。

なお、欧州 RE 指令の対象となる製品を設計・製造している他の製作所では、本件と同様の事案がないことを確認しております。

### 4. 再発防止

当該製品の設計を担当する三田製作所において、以下の再発防止策を実施します。

#### (1) 品質保証部門による適合宣言書の管理 [3. (1) への対策]

これまで、設計部門が実施していた適合宣言書の作成・発行を品質保証部門が管理します。

#### (2) 品質保証部門による適合性評価試験の管理 [3. (2) への対策]

これまで、設計部門が実施していた社内外での適合性評価試験を品質保証部門が管理します。

#### (3) 品質保証部門による法規の制定・改正を含む製品の出荷可否判断 [3. (3) への対策]

上記 (1) と (2) により、生産中の製品に関する法規の制定・改正時も変更点管理に組み込むことで、社内外での適合性評価試験が不適合となった場合は、品質保証部門が出荷停止措置を行います。

#### (4) 法規の制定・改正時の複数部門による合同レビューの導入

設計部門が法規の制定・改正に対する対応要否の一次判定を行った後、技術関連法規を取りまとめる技術管理部門が設計部門・品質保証部門との合同レビューを行い、対応要否を二次判定します。

#### (5) 技術関連法規に関する教育の強化

設計部門において技術関連法規キーパーソンを新たに任命し、技術管理部門が教育します。また、本事案の発生を反省し、これまで従業員向けに実施していたコンプライアンス教育に、本事案を不適切事例として共有します。

この他、全社の取り組みとして、本事案を当社グループ内で共有し、品質風土のさらなる醸成と法令順守の最優先を図ってまいります。

### 5. 処分

本事案の関係者については、事実関係を踏まえ、当社規則に基づき、今後、厳正に処分いたします。

**報道関係からのお問い合わせ先**

三菱電機株式会社 広報部  
〒100-8310 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号  
TEL 03-3218-2359 FAX 03-3218-2431

以上